

# (公示)

令和7年12月22日

お客様 各位

## 青森県におけるタクシー運賃改定に伴う 運賃及び料金変更のお知らせ

日ごろよりハイヤー、タクシーをご利用いただきありがとうございます。

この度、青森県におけるタクシー運賃改定に伴い、一般乗用旅客自動車（タクシー）運賃及び料金が下記のとおり、令和7年12月22日付、公示第86号（自動認可運賃）、第85号（公定幅運賃）により東北運輸局長から公示になり、令和8年1月28日から実施することになりました。

なお、準特定地域に指定されている青森・弘前・八戸の各交通圏に関しましては公定幅運賃に、その他の地域においては自動認可運賃となっており、それぞれ各車種別に3～4段階の幅があります。また、冬期割増運賃により12月1日から翌年2月末日まで2割増運賃となります。詳細は事業者又は協会におたずね願います。

### 記

#### 1. 運 賃

##### (1) 距離制運賃（上限）

項目 車種別	初 乗 運 賃	加 算 運 賃
特定大型車	0.9kmまで 900円	184mまで増すごとに100円
大型車	0.9kmまで 800円	194mまで増すごとに100円
普通車	0.9kmまで 700円	256mまで増すごとに100円

##### (2) 時間距離併用制運賃（上限）

特定大型車	時速10km以下の走行時間について1分10秒ごとに100円
大型車	時速10km以下の走行時間について1分10秒ごとに100円
普通車	時速10km以下の走行時間について1分35秒ごとに100円

##### (3) 時間制運賃（上限）

特定大型車	拘束30分ごとに 5,580円
大型車	拘束30分ごとに 5,270円
普通車	拘束30分ごとに 3,740円

##### (4) 運賃の割増

(ア) 深夜・早朝割増（午後10時より午前5時まで）	2割増
(イ) 寝台車割増	2割増
(ウ) 冬期割増（12月1日より翌年2月末日まで）	2割増

##### (5) 運賃の割引

(ア) 身体障害者割引	1割引
(イ) 知的障害者割引	1割引
(ウ) 遠距離割引	8,000円を超えた額に対して1割引

#### 2. 料 金

##### 待 料 金（上限）

特定大型車	1分10秒増すごとに 100円
大型車	1分10秒増すごとに 100円
普通車	1分35秒増すごとに 100円

事業者名

電話 一 一

青森県青森市大字浜田字豊田139番地21号

一般社団法人 青森県タクシー協会

電話 017-739-0545